

| | 正 | 誤 |
|------|--|---|
| | 4. 直接経費の取扱い | 4. 直接経費の取扱い |
| | (3) <人件費・謝金> | (3) <人件費・謝金> |
| P.31 | ②人件費【大学等】 (iii)退職した任期付き研究者への賞与及び退職金の支給について | ②人件費【大学等】 (iii)退職した任期付き研究者への賞与及び退職金の支給について |
| P.31 | (a)退職した職員への賞与の支払いについて AMEDのプロジェクトに参加していて、途中で機関を退職した任期付き研究者への賞与については、人件費への計上を認めることとします。 なお、 支給条件 については、「よくある質問」を参照願います。 | (a)退職した職員への賞与の支払いについて AMEDのプロジェクトに参加していて、途中で機関を退職した任期付き研究者への賞与については、以下の条件を満たしている場合に限り、人件費への計上を認めることとします。 なお、申請手続については、「よくある質問」を参照願います。 |
| P.31 | (b)退職金の計上 退職金の取扱いについては、文部科学省、厚生労働省の事業で、機関に退職金規程が整備されている場合に限り、直接経費に計上することができます。 計上できる期間としては、委託研究開発業務に従事した期間とします。 <u>ただし、経済産業省及び総務省事業については、退職金の計上をすることができません。</u> なお、 支給条件 については、「よくある質問」を参照願います。 | (b)退職金の計上 退職金の取扱いについては、文部科学省、厚生労働省の事業で、機関に退職金規程が整備されている場合に限り、直接経費に計上することができます。 計上できる期間としては、委託研究開発業務に従事した期間とします。 <u>ただし、経済産業省及び総務省事業については、退職金の計上をすることができません。</u> なお、申請手続については、「よくある質問」を参照願います。 |
| | ②人件費【企業等】 (iii)人件費上限時間について | ②人件費【企業等】 (iii)人件費上限時間について |
| P.33 | (b)管理職(労働基準法上の管理監督者である る 管理者で、給与規程により時間外、休日手当が支給されない者) | (b)管理職(労働基準法上の管理監督者であり管理者で、給与規程により時間外、休日手当が支給されない者) |
| P.33 | 「当月の 所定 労働(勤務)時間一年休・特休・欠勤(時間)」を上限時間とします。なお、各月の所定労働日数は、月初めから末日までの機関により算出します。また休日 労働 時間の計上はできません。 | 「当月の 所得 労働(勤務)時間一年休・特休・欠勤(時間)」を上限時間とします。なお、各月の所定労働日数は、月初めから末日までの機関により算出します。また休日 労働 時間の計上はできません。 |

※ 本正誤表は、2019年2月26日に弊機構HPにアップロードし、且つ同27日の事務処理説明会にて配布した2019年度委託研究開発契約事務処理説明書の誤記について訂正するものです。ご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございません。現在掲載されている説明書については、2019年3月1日に当該誤記を訂正しております。